

# 求職活動に係る状況申告書

令和 年 月 日

目黒区福祉事務所長 あて

住 所 目黒区 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

子どもの保育の実施に当たり、私の求職活動の状況について、次のとおり申告します。

## 1 外出することを常態としている求職活動のこれまでの経過と現状

## 2 今後の見通し

この申告書の内容に相違ないことを申告いたします。

保育施設に入所した場合、入所2か月以内に週3日以上かつ1日4時間以上の就労を開始し、「勤務証明書」（会社員、非常勤、パート・アルバイト等の方）もしくは、「就労状況申告書」（自営業の方）を提出いたします。

なお、就労を開始しなかった場合、「勤務証明書」又は「就労状況申告書」を提出しなかった場合、保育施設を退所となることについて異議はありません。

### 【注意】認定内容の変更について

認定申請後に認定内容（保育を必要とする事由、保育の必要量、有効期間、氏名等）に変更が生じる場合、支給認定の変更の手続きが必要です。提出されている書類と状況に変更があった場合は、変更後の状況が確認できる書類と併せて支給認定申請書をご提出ください。